

L棟及びエントリー建家の改修等設計業務

仕 様 書

令和 7 年 8 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

工務技術部 営繕課

目 次

1. 業務概要	1
1. 1 件 名	
1. 2 工事予定場所	
1. 3 業務の目的	
1. 4 施設概要	
1. 5 予定工事期間	
1. 6 設計項目	
1. 7 設計区分	
1. 8 個別調査業務	
1. 9 契約納期	
1. 10 検収条件	
1. 11 納入場所	
2. 設計業務	4
2. 1 設計方針	
2. 2 適用基準等	
2. 3 打合せ協議	
2. 4 業務計画書	
2. 5 管理技術者	
2. 6 グリーン購入法の推進	
2. 7 機密の保持	
2. 8 成果物	
2. 9 納品検査	
2. 10 業務概要	
2. 11 貸与資料	
3. 成果物の作成要領	1 1
3. 1 工事仕様書	
3. 2 設計図	
3. 3 設計計算書	
3. 4 工事内訳書	
3. 5 単価内訳書	
3. 6 適用法規検討書	
3. 7 関係官庁提出資料	
3. 8 工事計画工程表	
3. 9 レビュー	
3. 10 設計検証	
4. 特記事項	1 3
4. 1 設計範囲	
4. 2 改修設計の方針	
4. 3 解体設計の方針	
4. 4 工事費の算出について	
4. 5 現地調査	
4. 6 ケーススタディについて	
4. 7 建家改修設計	
4. 8 疑義及び軽微な変更	
添付資料リスト	1 6

1. 業務概要

1. 1 件 名

L棟及びエントリー建家の改修等設計業務

1. 2 工事予定場所

〒319-1194 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所構内

・ L棟

・ 地層処分基盤研究施設（エントリー）研究棟

・ “ ” 第 1 試験棟及び第 2 試験棟

1. 3 業務の目的

L棟及びエントリー建家の既存内装設備、内装仕上げ、建築設備等について、今後の利用計画に則り、解体工事及び改修工事に係る基本設計、実施設計、解体設計等を行うものである。

1. 4 施設概要

(1) 施設名称：L棟

・ 改修範囲：約 726 m²（1 階 非管理区域）

・ 設計内容：先行解体工事に伴う、解体設計（建築設備共）
実験装置移設に伴う内装改修設計（建築設備共）
外壁及び屋上防水の改修設計

(2) 施設名称：エントリー研究棟

・ 改修範囲：約 425 m²（3 階及び 4 階屋上 非管理区域）

・ 設計内容：レイアウト変更に関わる解体設計（建築設備共）
レイアウト変更に伴う内装改修設計（建築設備共）
外壁及び屋上防水の改修設計

(3) 施設名称：エントリー第 1 試験棟

・ 改修範囲：約 100 m²（非管理区域）

・ 設計内容：実験装置移設に関わる解体設計（建築設備共）
実験装置移設に関わる内装改修設計（建築設備共）

(4) 施設名称：エントリー第 2 試験棟

・ 改修範囲：約 85 m²（非管理区域）

・ 設計内容：実験装置移設に関わる解体設計（建築設備共）
実験装置移設に関わる内装改修設計（建築設備共）

1. 5 予定工事期間

先行解体工事：令和 8 年 6 月～10 月頃

改修工事：令和 9 年度

1. 6 設計項目

(1) L棟に関わる設計項目

①実験装置移設に関わる基本設計及び実施設計

・ 各実験室利用に関わるレイアウト検討及び内装改修

- ・実験装置等の搬出入に考慮した搬出入口の建具改修
- ・実験器具等の重量物に関する支持基礎設計

②上記改修設計に伴う建築設備の改修設計

- ・電気設備、照明設備、放送設備、通信設備及び消防設備の改修
- ・既存低圧分電盤（管理区域用）の移設
- ・既存キュービクルの改修又は増設に関わる、ケーススタディを含めた方針検討
- ・各実験室の用途に合わせた換気・空調・給排水・ガス設備・電源コンセントの改修

③令和8年に計画している先行工事に係る解体設計

- ・フリーアクセスフロア、壁・天井仕上げ(下地共)の解体
- ・既存試験機器基礎コンクリートの解体（屋外基礎含む）
- ・その他不要工作物の解体
- ・既設電気設備及び既設空調設備の解体
- ・機械室における不要設備、仕上げ等の解体撤去
- ・先行解体工事から改修工事までの期間における点検設備(点検歩廊、仮設照明)の設置
- ・消防設備の仮復旧

④防水改修設計業務

- ・アクリルゴム系塗膜防水による外壁防水改修
- ・メンブレン防水による屋上防水改修
- ・その他付帯設備に関わる改修
- ・上記工事に係る仮設計画

(2) エントリー研究棟に関わる設計項目

①3階の居室利用に関わる改修設計

- ・約40席程度の居室利用に関わるレイアウト検討
- ・基本設計及び実施設計並びに解体設計

②上記改修設計に伴う建築設備の改修設計

- ・3階既設分電盤の改修
- ・照明設備、放送設備、情報通信設備及び消防設備の改修
- ・3階空調設備の撤去、改修
- ・4階屋上の換気設備の撤去

③防水改修設計業務

- ・アクリルゴム系塗膜防水による外壁防水改修
- ・メンブレン防水による屋上防水改修
- ・その他付帯設備に関わる改修

	・上記工事に係る仮設計画
	<u>(3) エントリー第1試験棟に関わる設計項目</u> ①実験装置移設に関わる基本設計及び実施設計 ・既存試験装置の撤去及び解体設計 ・床レベル同一化に係る床改修 ・ファクトリーブースの設置 ②上記改修設計に伴う建築設備の改修設計 ・既設分電盤の利用、既存キュービクルの改修又は増設など、ケーススタディを含めた方針検討 ・電気設備、照明設備、放送設備、通信設備及び消防設備の改修 ・空調設備、換気設備、給排水設備、ガス設備の改修
	<u>(4) エントリー第2試験棟に関わる設計項目</u> ①実験装置移設に関わる基本設計及び実施設計 ・既存試験装置の撤去及び解体設計 ・床レベル同一化に係る床改修 ・ファクトリーブースの設置 ・上記改修に付随する建築設備設計 ②上記改修設計に伴う建築設備の改修設計 ・既設分電盤の利用、既存キュービクルの改修又は増設など、ケーススタディを含めた方針検討 ・電気設備、照明設備、放送設備、通信設備及び消防設備の改修 ・空調設備、換気設備、給排水設備、ガス設備の改修
1. 7 設計区分	・基本設計及び実施設計 ・解体設計
1. 8 個別調査業務	・工事対象範囲のアスベスト含有が想定される建材の分析調査
1. 9 契約納期	契約日 ～ 令和8年9月30日（水）まで
1. 10 検収条件	「2. 8 成果物」に示す成果品を、納期までに納品することをもって検収とする。
1. 11 納入場所	核燃料サイクル工学研究所構内 工務技術管理棟2階 工務技術部 営繕課居室

2. 設計業務

2. 1 設計方針

- (1) 業務目的を理解し、目的及び関係法令に準じた機能を確保すること。
- (2) 経済性(イニシャルコスト、ランニングコスト)を考慮すること。
- (3) 施工時(労働災害、既存設備・埋設管の破損等)及び使用時(耐震・耐火)における安全性に考慮すること。
- (4) 建設地の自然環境を考慮し、周辺環境との調和を図ること。
- (5) 環境負荷の低減に資する資材等の調達を考慮すること。
- (6) 信頼性・安全性に加え、保守・保全性について十分に検討すること。
- (7) 工事金額は、工事目途額の範囲内を原則とし、目途額を超過する恐れが有る場合は機構担当者と協議を行うこと。

2. 2 適用基準等

業務は、仕様書に定める与条件による他、関係法令、下記の適用基準に基づき、当機構担当者と十分な協議のもとに実施するものとする。また、図書は原則として設計開始時における最新版を用いるものとする。

1) 法規制関連

- (1) 都市計画法
- (2) 建築基準法
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- (4) 電気事業法
- (5) 消防法
- (6) 労働基準法
- (7) 労働安全衛生法
- (8) クレーン等安全規則
- (9) 環境基本法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 水質汚濁防止法
- (12) 土壌汚染対策法
- (13) 騒音規制法
- (14) 高圧ガス保安法
- (15) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
- (16) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)
- (18) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- (19) フロン類の合理化及び管理の適正化に関する法律

- (20) 茨城県条例
- (21) 東海村条例
- (22) 日本工業規格
- (23) 学会等各種基準
- (24) 機構各種要領、基準等
- (25) その他関連法令、規格、指針、基準等

2) 工事・積算基準、材料規格関連

- (1) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (2) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (4) 公共建築工事標準仕様書（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (5) 公共建築工事標準単価積算基準（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (6) 公共建築数量積算基準・同解説（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (7) 建築工事内訳書標準書式・同解説（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (8) 建築工事標準詳細図（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (9) 建築工事設計図書作成基準及び参考資料（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (10) 建築設備工事設計図書作成基準及び参考資料（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (11) 建築構造設計基準及び参考資料（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (12) 建築鉄骨設計基準及び同解説（公共建築協会）
- (13) 建築設計基準及び同解説（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (14) 電気設備の技術基準の解釈（経済産業省）
- (15) 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- (16) 構内舗装・排水設計基準及び同解説（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- (17) 日本産業規格（J I S）
- (18) 関係建築学会基準及び協会基準等

2.3 打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて下記の時期において打合せ（対面又は Web 会議等）を実施する。なお、打合せの内容については、受注者が議事録を作成しその内容について相互に確認すること。

- (1) 契約締結直後（業務着手前）
- (2) キックオフ会議
- (3) 現場調査時（必要に応じて）
- (4) 基本設計における条件策定時
- (5) 基本設計完了時
- (6) 積算業務着手前（積算業務は、機構の承諾を得た設計図書により行う。）
- (7) 納品時

	(8) その他必要に応じて
2. 4 業務計画書	(1) 業務計画書 契約締結後、速やかに当機構担当者と協議のうえ、下記の記載内容を含む業務計画書を提出すること。 ①管理技術者（設計経歴を含む） ②業務実施体制表（連絡体制を含む） ③下請負等の承諾書（協力業者がある場合は、協力者の概要、担当業務の内容及び技術者を記載） また、業務計画書の重要事項を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、変更計画書を提出すること。 (2) 設計業務工程表 設計業務工程表は、本仕様書に記載した設計項目及び設計内容に基づき設計の段階を明確にすると共に、その段階に適した打合せ時期、レビュー時期、機構の審査期間、クリティカルパス等を明確にしたものとする。
2. 5 管理技術者	管理技術者は、以下の①、②に適合すること。 ①一級建築士又は構造設計一級建築士若しくは設備設計一級建築士 ②日本原子力研究開発機構若しくは原子力事業者、省庁、独立行政法人、公団、都道府県、市町村等発注の建家改修の設計業務、又は類似内容の設計業務経験があること。
2. 6 グリーン購入法の推進	(1) 本契約において、グリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合、それを採用することとする。 (2) 本仕様書に定める提出図書に用いる用紙は、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。
2. 7 機密の保持	受注者は、本設計を実施するために原子力機構より貸与された資料等全ての情報を機密扱いとし、その保護に努めること。また、資料等を複写し、本契約以外の目的に使用することを禁止する。 第三者に当該情報を提供する場合は、原子力機構の同意を得ること。
2. 8 成果物	(1) 本業務における一般提出図書および成果物は、次表による。 (2) 令和8年度6月頃から予定している先行解体工事の実施に伴い、L棟における解体工事に係る設計図書を令和8年2月末までには提出

すること。

(3) 設計関係者は、当機構の了解を得ずに設計内容を第三者に開示してはならない。

(4) 提出図書の著作権は、当機構が保有する。

① 一般提出図書一覧表

図 書 名	部 数	摘 要
設 計 契 約 書	必要部数	契約後速やかに
着 手 届	1	同 上
業務計画書(設計業務工程表を含む)	1	同 上
委任又は下請負等の承認について	1	その都度(下請負等がある場合)
請 求 書	1	設計検収時
納 品 書	1	同 上
完 了 届	1	同 上
議 事 録	1	その都度
そ の 他	必要部数	同 上

(注意事項)

1. 審査検討用図書は、適宜提出すること。
2. 設計図(原図)は、工事件名を記入した図面ケースに入れて押印された原図を提出すること。
3. データ納品については、原則として国土交通省が定める「電子納品運用ガイドライン案」に基づき提出するものとするが、詳細については機構担当者と協議によるものとする。
4. 図書は、設計図を除きA4サイズ又はA系列サイズとする。

② 提出成果図書一覧表

(1) 共通図書

図 書 名	検収時における確認の可否	寸法	提出 部数	備 考
(1) 設計報告書	○	A4	1	
(2) 基本設計検討書	○	A4	1	必要に応じて検討図含む
(3) 解体設計検討書	○	A4	1	必要に応じて検討図含む
(4) 実施設計検討書	○	A4	1	必要に応じて検討図含む
(5) 現地調査報告書	○	※1	1	キープラン含む
(6) アスベスト分析調査報告書	○	※1	2	
(7) 工事仕様書（先行解体工事編）	○	A4	1	令和8年2月27日提出締切
(8) 工事仕様書（改修工事編）	○	A4	—	
(9) 工事計画工程表 （先行解体工事編）	○	A3	1	令和8年2月27日提出締切
(10) 工事計画工程表 （改修工事編）	○	A3	—	
(11) 工事費概算書	○	A4	—	
(12) 工事金入り内訳書 （先行解体工事編）	○	A4	—	令和8年2月27日提出締切
(13) 工事金入り内訳書 （改修工事編）	○	A4	—	
(14) 単価内訳書（先行解体工事編）	—	A4	—	令和8年2月27日提出締切
(15) 単価内訳書（改修工事編）	—	A4	—	
(16) 工事数量計算書 （先行解体工事編）	—	A4	—	令和8年2月27日提出締切
(17) 工事数量計算書 （改修工事編）	—	A4	—	
(18) 特定品目見積書	—	A4	—	比較表を含む
(19) 法規制要求事項チェックリスト	—	A4	—	
(20) 工事取合い区分表	—	※1	—	工事仕様書に添付
(21) 完成図書 （(1)～(20)を取纏めた図書）	○	※1	1	紙及び電子データ3式
(22) 設計図及び工事仕様書 の簡易製本	—	A4	2	A3版2ツ折り
(23) その他	○	※1	※2	

(注意事項)

※1 寸法は規定しないものとする。

※2 機構担当者の指示による。

- ・ 審査検討用図書は適宜提出すること。

(2) 共通図面及び建築図面（審査検討用図書は適宜提出のこと。）

（改修計画の内容により要否の変更あり。必要に応じて改修前と改修後の図面を作成すること。）

	図 書 名	寸法	提出部数	備 考
先行解体工事	(1) 工事概要表	A3	1	設計図に記載
	(2) 案内図・配置図	A3	1	
	(3) 仕上表	A3	1	
	(4) 平面図	A3	1	工事対象階毎
	(5) 断面図	A3	1	各建家2断面程度
	(6) 矩計図	A3	1	
	(7) 展開図	A3	1	L棟のみを想定
	(8) 伏図（天井他）	A3	1	L棟のみを想定
	(9) 平面詳細図	A3	1	L棟のみを想定（各室毎）
	(10)機械基礎伏図	A3	1	L棟のみを想定
	(11)機械基礎断面図	A3	1	L棟のみを想定
	(12) 建具表	A3	1	L棟のみを想定（撤去対象建具）
	(13) 部分詳細図	A3	1	必要に応じて
	(14) 工事仮設計画面図	A3	1	必要に応じて
	(15)点検通路仮設図	A3	1	L棟のみ
改修工事	(16) 構造計算書	A4	1	各部材検討を含む
	(17) 工事概要表	A3	1	設計図に記載
	(18) 案内図・配置図	A3	1	
	(19) 面積表、求積図	A3	1	
	(20) 法規制チェック図	A3	1	必要に応じて（排煙等に記載）
	(21) 仕上表	A3	1	
	(22) 平面図	A3	1	工事対象階毎
	(23) 立面図	A3	1	外壁防水対象建家のみ
	(24) 断面図	A3	1	各建家2断面程度
	(25) 矩計図	A3	1	
	(26) 展開図	A3	1	
	(27) 伏図（天井他）	A3	1	
	(28) 平面詳細図	A3	1	
	(29) 機械基礎伏図	A3	1	L棟のみを想定
	(30) 機械基礎断面図	A3	1	L棟のみを想定
	(31) 建具表	A3	1	

図 書 名		寸法	提出部数	備 考
改修工事	(32) 部分詳細図	A3	1	補強部詳細を含む
	(33) 構造図	A3	1	必要に応じて
	(34) 外構工事設計図	A3	1	屋外給排水配管工事を対象
	(35) 外構工事詳細図	A3	1	必要に応じて
	(36) 仮設計画図	A3	1	

※先行解体工事は、L棟が対象と想定

(3) 建築設備〔電気・機械〕（審査検討用図書は適宜提出のこと。）

改修計画の内容により必要となった建築設備〔電気・機械〕を対象とする。

図 書 名	寸法	提出部数	備 考
(1) 平面図（撤去・新設）	A3	1	各部材検討を含む
(2) 凡例・機器表・断面図、詳細図	A3	1	
(3) 熱負荷計算書、換気風量計算書、給水量計算書、機器選定書	A4	1	
(4) 単線結線図	A3	1	
(5) 電気設備図	A3	1	
(6) ケーブルルート図	A3	1	
(7) 電源容量計算書	A4	1	
(8) その他	※1	※2	

（注意事項）

※1 寸法は規定しないものとする。

※2 機構担当者の指示による。

2. 9 納品検査

- (1) 納品時の検査は、原則として業務関係者の立会いのうえ、設計成果物及び業務管理状況の検査を行うものとする。
- (2) 検査の結果、修正の必要が認められる場合は、協議のうえ別途期限を定め実施するものとする。

2. 10 業務概要

本設計業務概要及び業務プロセスは、下記による。詳細については、添付資料及び機構担当者等との協議により進めていくこと。

- (1) 計画準備（業務計画書及び業務工程表の策定）
- (2) 現地調査
- (3) 改修に関わる基本設計（レイアウト検討他）

	(4) 基本設計報告及びレビュー (5) 改修工事範囲に関わるアスベスト分析調査 (6) 先行解体工事に係る設計図書の作成 (7) 改修工事に係る設計図書の作成 (8) 工事費積算（数量計算書、単価内訳書他） (9) 建築確認申請図書作成及び申請手続き (10) 業務報告及びレビュー
2. 11 貸与資料	業務に係る下記の図書について貸与する。厳重な管理のもと取り扱いに注意し、成果物の納品時に併せて返却又は破棄すること。 ・ 改修予定建家に関わる図面及び記録等 ・ 概算検討業務資料一式（令和 6 年度実施） ・ その他必要な図書
3. 成果物の作成要領	
3. 1 工事仕様書	工事仕様書は、機構が定める「工事仕様書」標準版により作成する。詳細については、機構担当者との協議による。また、仕様書に特定の製品名、製造所名等を記載する場合は、「同等品」又は「相当品」と記載すると共に、複数社の製品名等を記載すること。
3. 2 設計図	(1) 設計図は、設計と条件及び適用基準等に基づき正確かつ明瞭に作成すること。 (2) 図面サイズは、原則として A3 版とし、図面の構成、製図基準（文字・尺度・表示記号・略号・記入事項等）は、「建築工事設計図書作成基準及び同解説」に準ずること。
3. 3 設計計算書	(1) 構造計算書は、日本建築学会各種構造計算基準に準ずるものとし、図書は、A 4 又は A 3 判（2 折）とすること。 (2) 数量計算書は、「建築数量積算基準・同解説」による。なお、数量計算過程における計算式と積算箇所は、積算根拠図等により関連を明確にすること。
3. 4 工事内訳書	工事内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式・同解説」による。詳細については、機構担当者との協議によること。

3. 5 単価内訳書

(1) 単価は、材料及び機器の単価、労務単価、機械経費、運搬費、下請経費等を複合して算出した複合単価及び市場単価とすること。

(2) 単価は、算出根拠を明確にすること。詳細については、機構担当者との協議によること。

① 材料及び労務歩掛り

単価に用いる材料及び労務歩掛りは、「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事積算基準の解説」によるものとし、必要に応じて「建設工事標準歩掛(建設物価調査会)」、「標準工事歩掛要覧(経済調査会)」を用いること。

② 材料及び機器の単価

材料価格及び機器価格は、算定時の最新の現場渡し価格とし、刊行物の掲載価格、製造業者の見積価格等を参考に数量、施工条件等を考慮して定めること。

③ 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」とすること。

④ 機械経費及び運搬費

機械経費及び運搬費は、「請負工事機械経費積算要領(建設省機発第44号)」による。ただし、これにより難しい場合は、物価資料の掲載価格及び専門業者の見積価格(3社以上)とすること。

3. 6 適用法規 検討書

法規制要求事項チェックリスト(諸官庁申請事項一覧表)建家の改修工事に伴い適用される全ての法令、条例及び設計協議での行政指導を含めた諸官庁申請事項一覧表の作成は不要であるが、建築基準法、消防法の規定に関する事項については、法規制に係るチェック図面及び法規制要求事項チェックリストを作成すること。

3. 7 関係官庁 提出資料

(1) 本設計業務に伴い建築確認申請、消防申請等の関係官庁への手続きが発生した場合、申請図書の作成及び申請手続き等は、機構が行うものとするが、受注者は助勢すること。

(2) 各種申請に伴う関係官庁からの修正対応等については、機構担当者との対応区分の取決めを行い、受注者は助勢すること。

(3) 機構内諸手続きについては、必要に応じて助勢すること。

3. 8 工事計画 工程表

(1) 工事計画工程表は、原子力施設防護フェンス内の作業であるため、必要となる入域申請、手続き等を適切に見込んだうえで、クリティカルパスを明確にした計画工程表を作成すること。

3. 9 レビュー

- (2) 仮設工事等での賃料算定にあたって、使用期間の想定は工事計画工程表で明確にすること。
- (3) 建築確認申請等に伴い発生する官庁諸手続きに必要な期間を考慮した工事計画工程表とすること。

3. 10 設計検証

- (1) レビューは、予め計画した設計段階において適切に実施すること。
 - (2) 設計段階は、設計業務工程表等に記載し、変更があれば改訂管理を行うこと。
- (1) 設計の検証は、本仕様書、設計過程で機構が提示する資料、現場調査、設計会議、官庁協議、機構からの指示事項等からの要求事項の全てに対して行うこと。
 - (2) 設計検証は、インプットとアウトプットを対比できる様式を用いて管理技術者が行い、設計の進捗の都度記録し、重要な事項は機構に適時報告すること。

4. 特記事項

4. 1 設計範囲

本改修等設計業務における業務範囲は、昨年度実施した概算検討業務報告書及び補足説明資料を踏まえ、各種関係法令に準拠して、改修設計を実施すること。

詳細は、「1. 6 設計項目」及び「2. 8 成果物」を参照すること。また、設計にあたっては、必要となる敷地及び埋設物等の調査を行い、合理的な設計とすること。

4. 2 改修設計の方針

貸与資料及び各種補足説明資料等に記載の要求事項を整理し、経済性、施工性、使用性に配慮した設計とすること。また、現地調査後、基本設計完了後、実施設計完了後等の方針が確定した段階で、レビューを実施し、打合せ報告会等により機構担当者の確認を得ること。不明点が生じた場合は、協議を行うこと。

4. 3 解体設計の方針

基本設計により確定した改修範囲の一部については、先行解体工事の発注を控えていることから速やかに設計図書の作成に取り掛かること。

先行解体工事の対象になる範囲については、L棟を想定しているが、以下の要件に該当する場合は、先行解体工事の対象とする。

・仕上げ材等により隠蔽されていることで、配管、配線等の埋設状況等

が容易に確認できず改修工事に支障を与える可能性がある範囲

- ・ 先行解体工事にて実施した方が合理的な範囲
- ・ 先行解体工事にて実施した方が調整設計において有効な範囲

解体工事竣工から改修工事着手までの期間において、建家内の点検等が安全に実施できるよう、点検歩廊、照明、火災報知器の仮復旧等の仮設設備を設けること。

先行解体工事は令和8年6月頃に計画していることから、先行解体工事に係る設計図書は、令和8年2月までには社内審査を終え提出すること。

4. 4 工事費の算出 について

改修工事及び更新工事等の工事費の算出や取りまとめ方等は、積上げによるため機構担当者と十分に協議すること。

4. 5 現地調査

(1) 各建家共通事項

現地調査は、改修工事の際に支障となる設備機器、埋設物、配線、配管、構造物等の有無および実施設計に必要となる寸法計測と目視調査から、既存建家機能を維持できることを確認したうえで、実施設計（設計図）に反映させること。なお、数量計算を行うために必要があれば、軽微な計測を実施し、改修設計に反映すること。

また、解体工事及び改修工事の対象範囲において、アスベスト含有建材が使用されていることから、工事対象範囲であり、アスベストの含有が想定される建材についてはサンプル採取及び分析調査を実施し、報告書を提出すること。

構内への入構あたり、事前申請が必要となるため必要事項を記載した申請書を提出し申請すること。事前申請の詳細は、機構担当者と打合せを行うこと。

(2) L棟

L棟の設計範囲は、実験室として使用されていたことから、不要な実験装置基礎及び装置の配管及び配線が残置されている。本設計で撤去又は残置すべき配管及び配線を把握するため、天井においては全ての天井点検口から、床（フリーアクセスフロア）については、フロアパネル（1㎡程度）を40か所程度（20㎡/1箇所）剥がして既存配管及び配線状況を確認し、解体設計及び改修設計に反映させること。

L棟改修工事範囲への電源供給は、建家に隣接している既存キュービクル容量を改修又は増設する方向で検討している。既存キュービクル、

ケーブル及び負荷設備の状況について現場調査を行うこと。

(3) エントリー研究棟 3 階及び 4 階屋上

エントリー研究棟 3 階の設計範囲において撤去又は残置すべき機器、配管及び配線を把握するため、天井においては全ての天井点検口から、床（フリーアクセスフロア）については、フロアパネル（1 m²程度）を 20 か所程度（15 m²/1 箇所）剥がして既存配管及び配線状況を確認し、改修設計に反映させること。また、4 階屋上の設計範囲には、使用している排風機と撤去する排風機が混在して設置されていることから、系統をよく確認して設計に反映させること。

エントリー研究棟における改修工事範囲への電源供給は、エントリー研究棟 3 階の既設分電盤を改修する方向で検討している。既設分電盤と負荷設備の状況について現場調査を行うこと。

(4) エントリー第 1・2 試験棟

エントリー第 1・2 試験棟への電源供給は、既設分電盤の利用や既存キュービクルを改修又は増設などの各案の検討を踏まえて、既設分電盤、既存キュービクル、ケーブル及び負荷設備の状況について現場調査を行うこと。

4. 6 ケーススタディについて

各建家に関する既存キュービクル等の改修又は増設の 2 案に対するケーススタディは、各室で使用する電気容量や既存接続状況等の各種条件を整理し、以下の項目を勘案したうえで評価すること。

- ・工期 ・工事費 ・耐用年数 ・他施設、設備への影響
- ・保守性 ・施工性 ・その他 ・総合評価

ケーススタディの結果については、基本設計完了時の打合せ時に機構関係者へ報告を行うこと。また、実施設計については、ケーススタディ結果を踏まえた機構担当者が指定する 1 案を対象として行うこと。

4. 7 建家改修設計

現地調査結果を踏まえ、目標性能を確保するために必要となる改修計画を関係法令に基づき行うものとする。改修に伴い壁等を設ける場合は、建家(室)内外の作業動線を十分検討すること。

重量を有する実験装置基礎の解析に用いる計算機プログラムについては、官庁診断基準等において十分な実績を有するプログラムにすること。

改修工事等に使用する材料については、原則として既設と調和してお

り、市場性が高く、経済性、耐久性に優れる材料を選定すること。特殊工法、特殊材料を使用する場合は、事前に機構担当者の確認を受けること。

庇等の水平突出物を設ける場合は、地震時の上下動の安全性を検討し落下の恐れのある箇所については補強を行うこと。

4. 8 疑義及び軽微な変更

①本仕様書に疑義のある時は、速やかに機構担当者と協議し、その決定に従うこと。決定事項は議事録等にて記録し、相互に確認すること。また確定した事項は提出図書に反映すること。

②本仕様書に明記の無い事項でも、設計上、当然必要と認められる軽微な変更については、協議の上、受注者の負担により誠実に実施すること。

以 上

添付資料リスト

添付資料 - 1 「請負工事及び設計・製作における情報管理要領」

添付資料 - 2 「補足説明資料（L棟、エントリー試験棟）」

添付資料 - 3 「補足説明資料（エントリー3階）」

「請負工事及び設計・製作における情報管理要領」

1. 目的

本書は日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）と請負者とが契約した「L棟及びエントリー建家の改修等設計業務」の業務に係る原子力機構の情報の取扱いについて定め、適正な情報管理を行うことにより原子力機構の技術、情報に係る秘密保持に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本書における情報管理の対象は、「L棟及びエントリー建家の改修等設計業務」の契約に基づく業務において、受注者が原子力機構より貸与又は供与された情報及び本契約により受注者が作成する原子力機構の機微情報を含む図書、資料とし、文書作成ソフト、図面作成ソフト等により作成された電子情報を含むものとする。

3. 管理責任者の選定

本契約に基づく情報を厳格に管理するため、受注者において管理責任者を選定する。

4. 情報の登録・保管・取扱い

(1) 情報管理の手順

受注者は、情報の受領、登録、保管及び返却並びに緊急時の対応を確実に行うために情報管理に関する手順書を策定する。

(2) 保管について

受注者は、情報の保管にあたり、以下の対応を行う。

- ① 情報について、管理台帳を作成し、保管場所を定める。
- ② 特に、機密情報については、識別表示を行い、施錠された保管庫に保管する。
- ③ パソコン、サーバー本体及び外部接続の記録媒体について、アクセス者の認証、暗号化等、情報漏えいのセキュリティ対策を講じる。
- ④ 定期的に情報の管理状況を点検し、異常のないことを確認する。

(3) アクセス者の限定及び登録について

受注者において、管理すべき情報へのアクセス可能な作業者は必要最小限とし、予め登録された者に限定する。

(4) 共用、閲覧、複写の限定について

受注者における情報の共用、閲覧は、原則として所定の手続きにより許可された場所限定し、書類、電子情報を含め当該場所以外への持ち出しは原則として禁止する。

また、情報の複写についても原則禁止とし、必要がある場合は、予め原子力機構の同意を得るものとする。

(5) 本契約に基づき作成された二次資料、成果物の取扱いについて

本契約に基づき作成された原子力機構の機微情報を含む二次資料、成果物の取扱いは本要領と同等に扱う。

(6) 原子力機構より開示された情報の回収及び返却について

工事等、受注した業務の完了に伴い、契約に基づき原子力機構より開示された情報については、受注者は、原則として、速やかに返却するか、あるいは判読不可能な状態に処理する。

なお、納入後においても、保守、補修等の目的により継続して情報を保有する場合は、保有対象及び管理方法について原子力機構と協議することとする。

(7) 情報に関するトラブルの通報及び拡大防止

受注者において情報の紛失、盗難、漏えい等があった場合は、速やかに原子力機構に通報するとともに必要に応じて所管の機関にその旨を通報し、事象の拡大を防止する。

5. 契約関係にある会社の管理

受注者は、下請け等、契約関係にある会社全てに対し、本要領に定めると同等の管理を指示するとともに、その管理状況を確認し必要に応じ改善等の措置を行う。

6. 目的外の開示等の禁止

受注者は、受注工事遂行以外の目的で、情報を使用し、あるいは第三者に開示しない。なお、情報の開示の必要がある場合は予め原子力機構の同意を得るものとする。

7. 成果、情報等の公開

本契約に関連する成果、情報等を受注者が公表し、又は他に利用する場合は、予め原子力機構の同意を得るものとする。

8. 関係者への周知

受注者は、情報管理に関する主旨及び要領について、関係者に周知し、徹底を図る。

9. 管理状況の確認

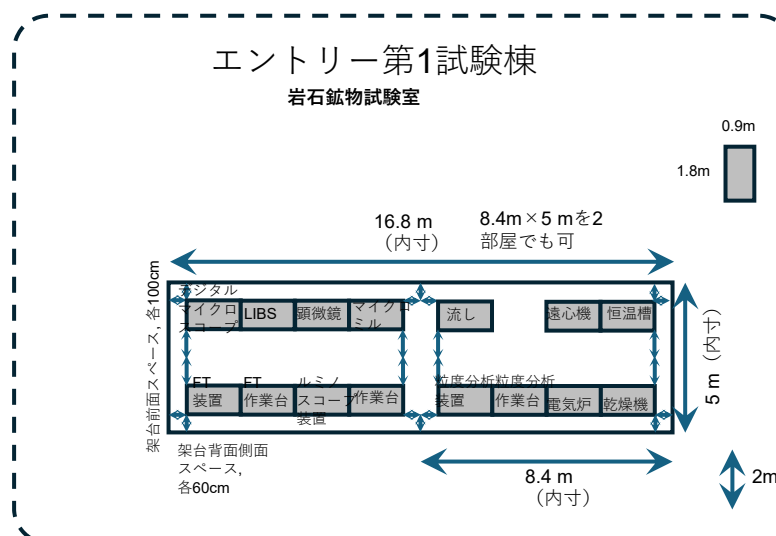
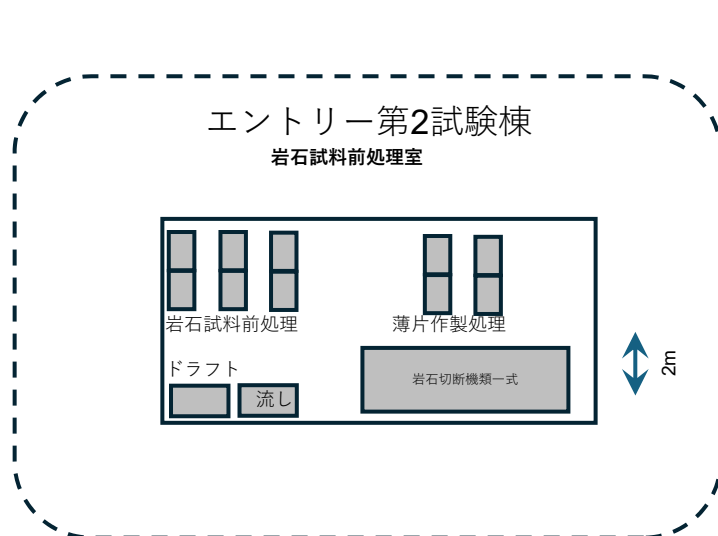
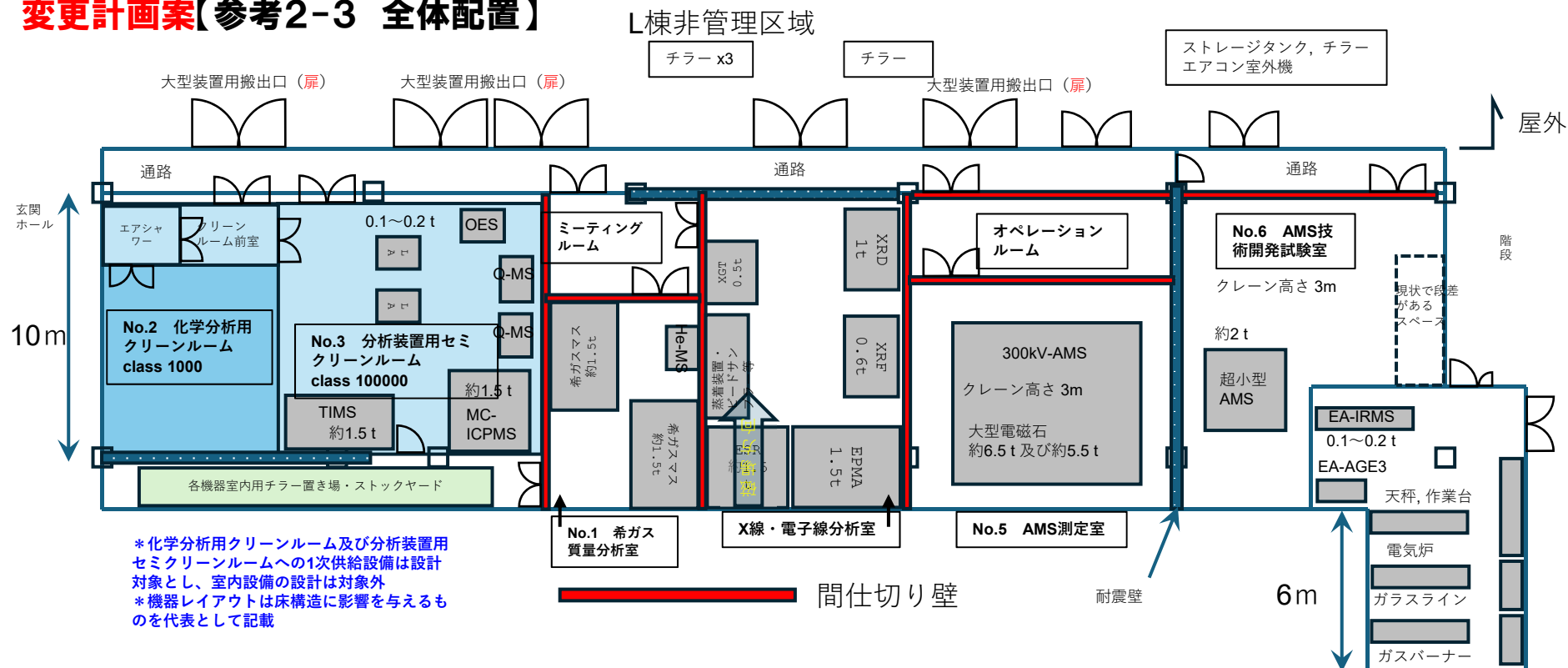
受注者は、必要に応じ社内及び関係各社の管理状況を原子力機構に報告するものとする。

10. 協議

その他、情報管理取扱いに関する事項について疑義等が生じた場合は、受注者は、原子力機構と協議するものとする。

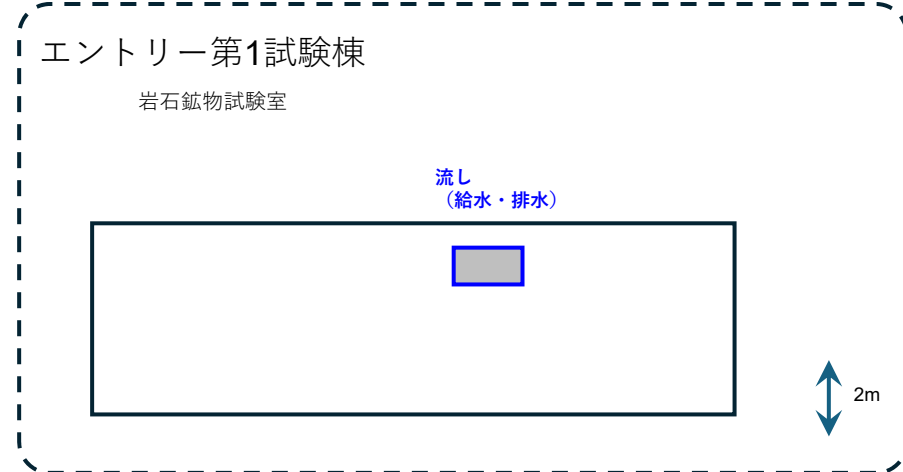
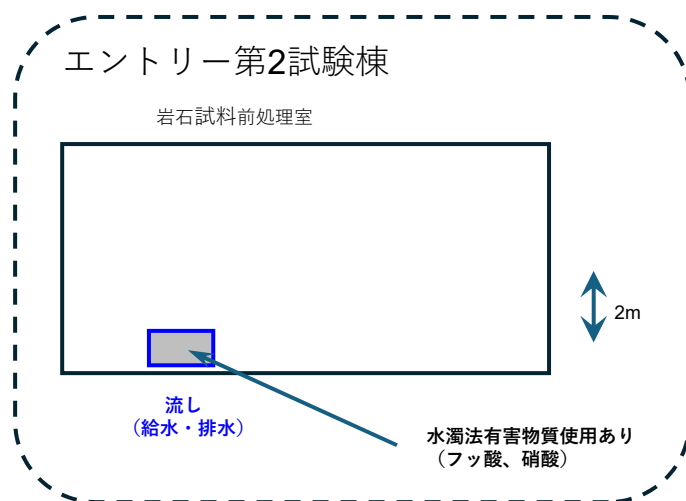
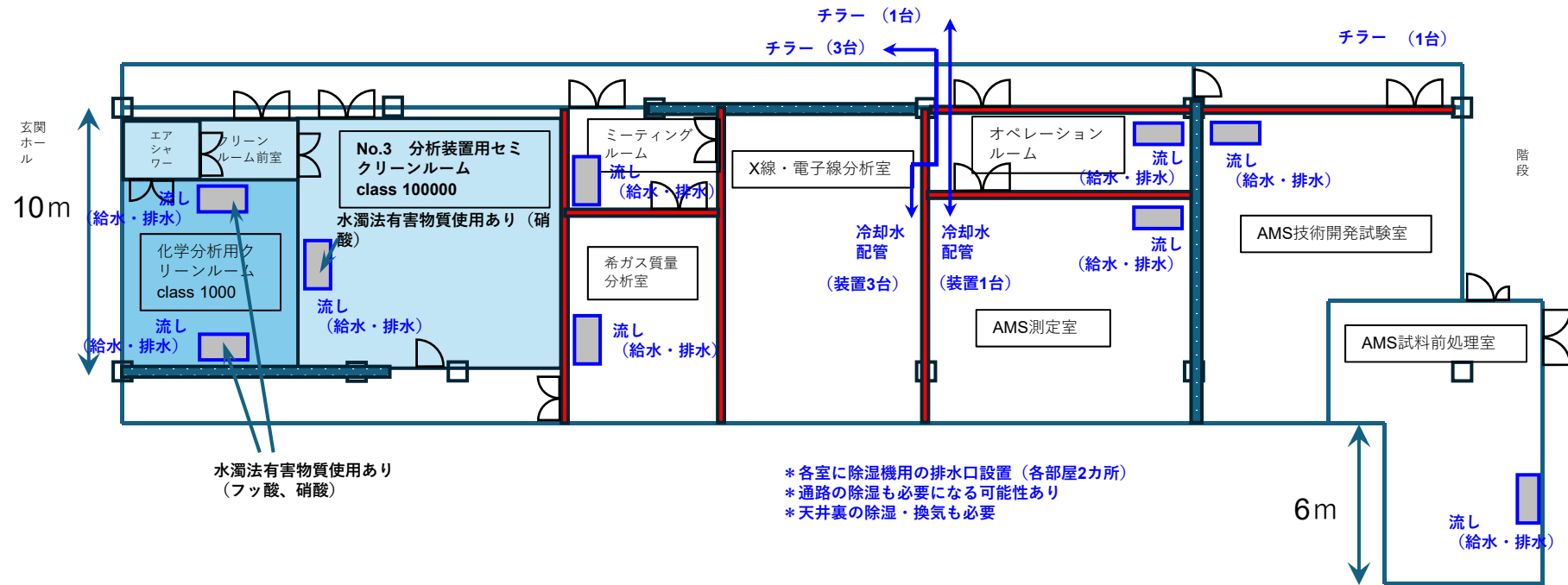
以 上

変更計画案【参考2-3 全体配置】



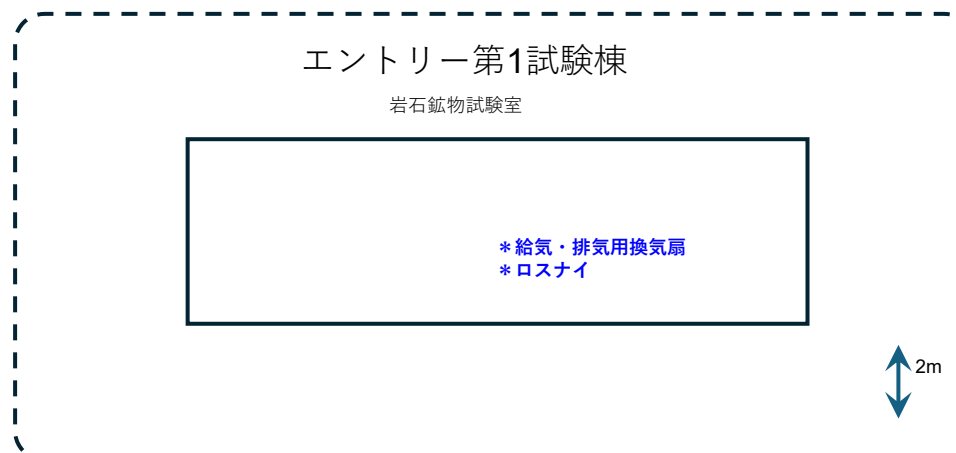
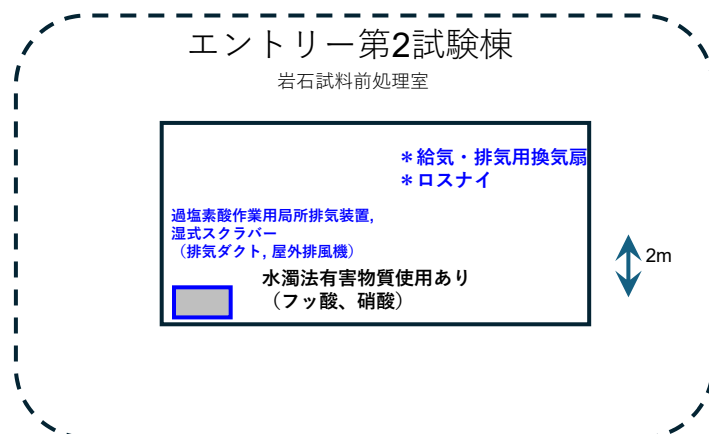
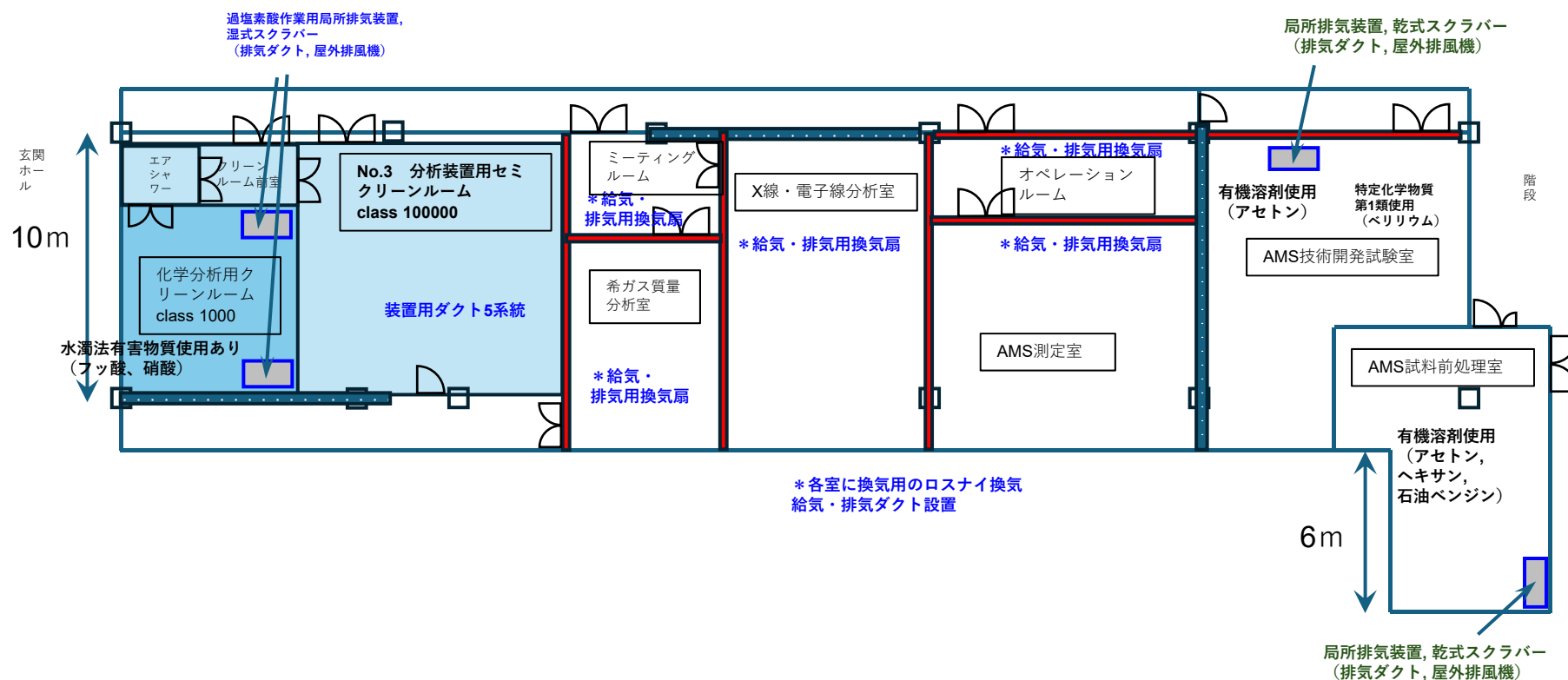
【参考2-4 給排水関係】

L棟非管理区域



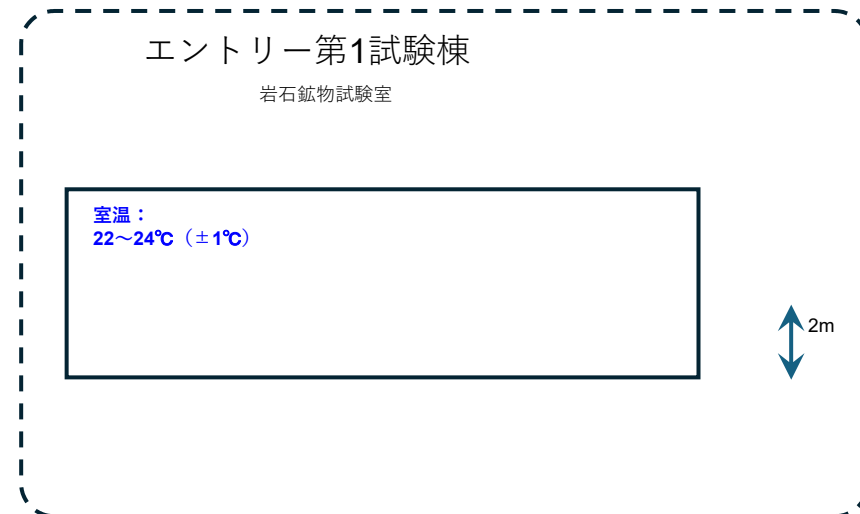
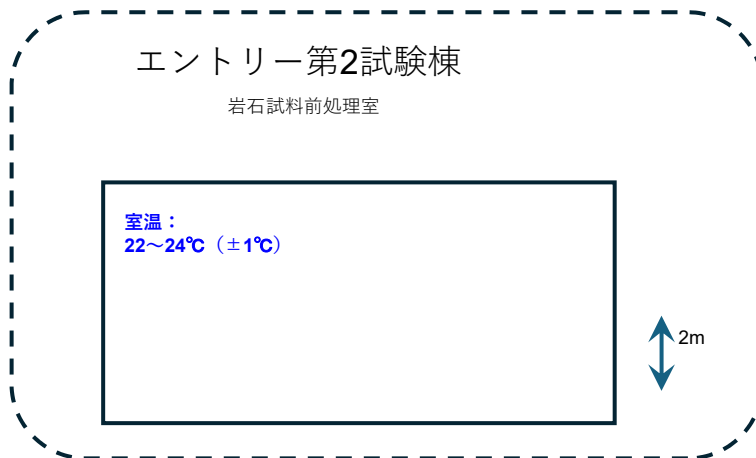
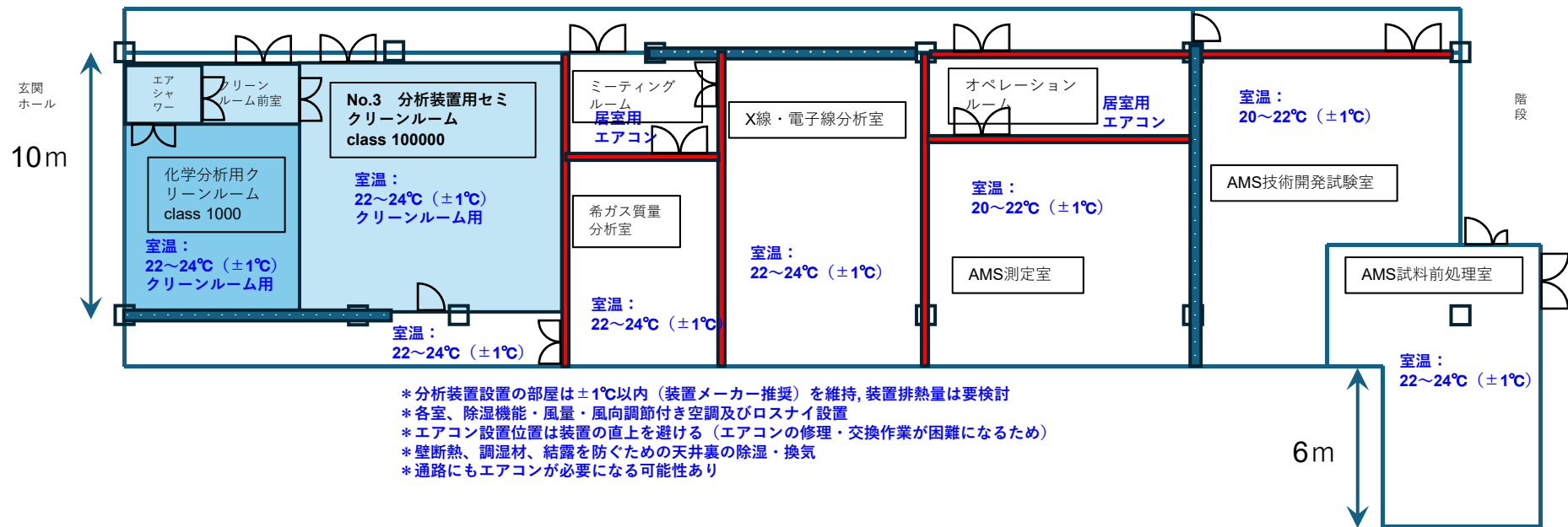
【参考2-5 給排気関係】

L棟非管理区域



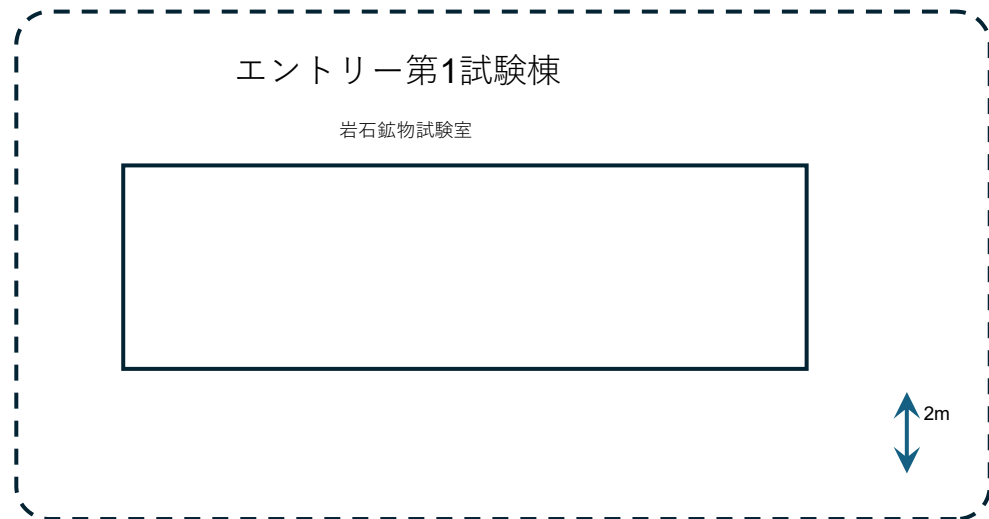
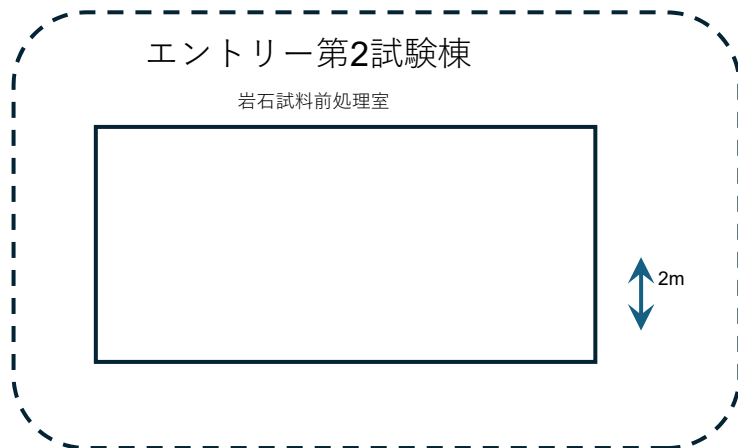
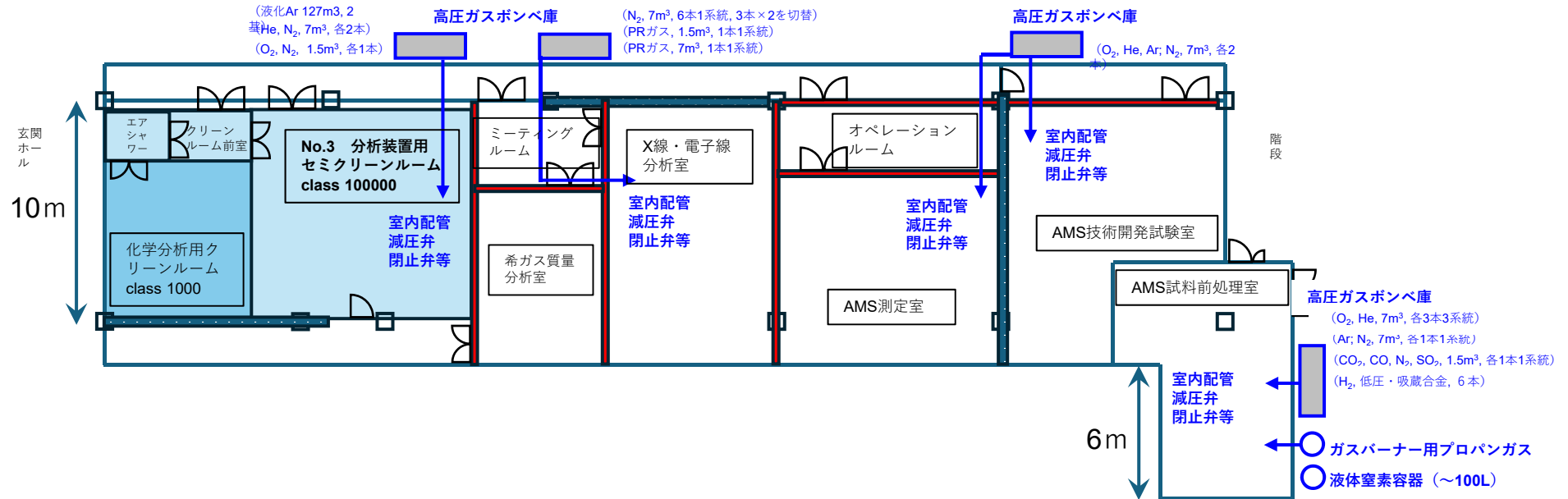
【参考2-6 空調関係】

L棟非管理区域



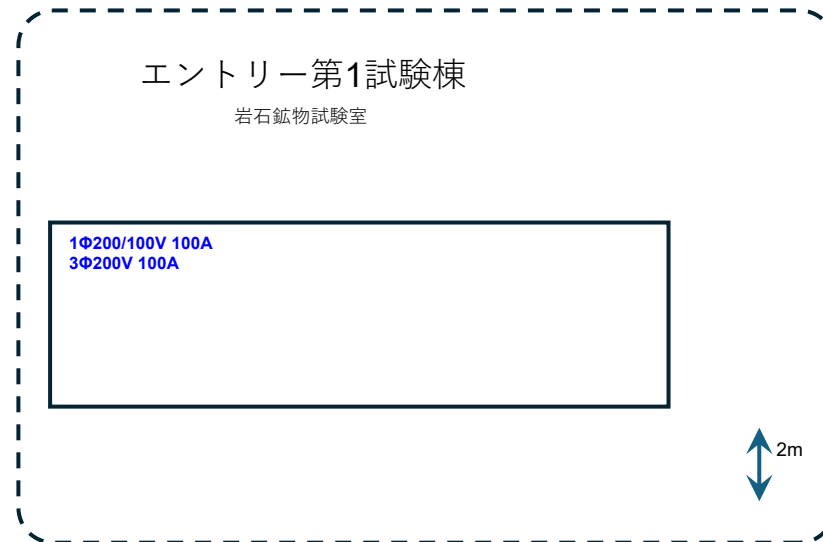
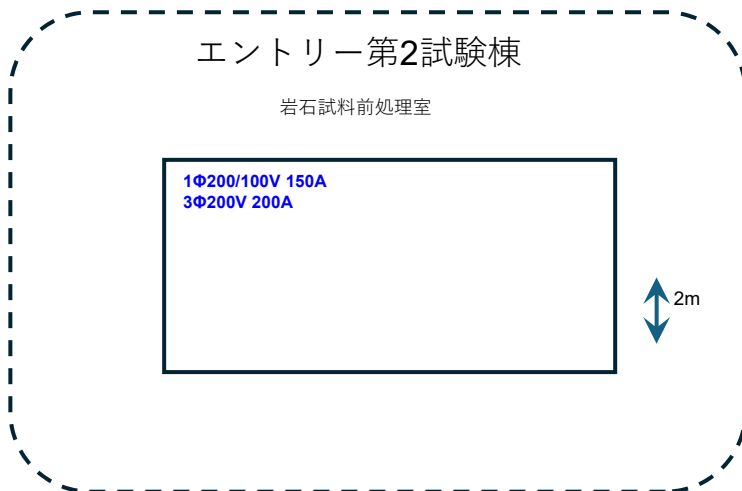
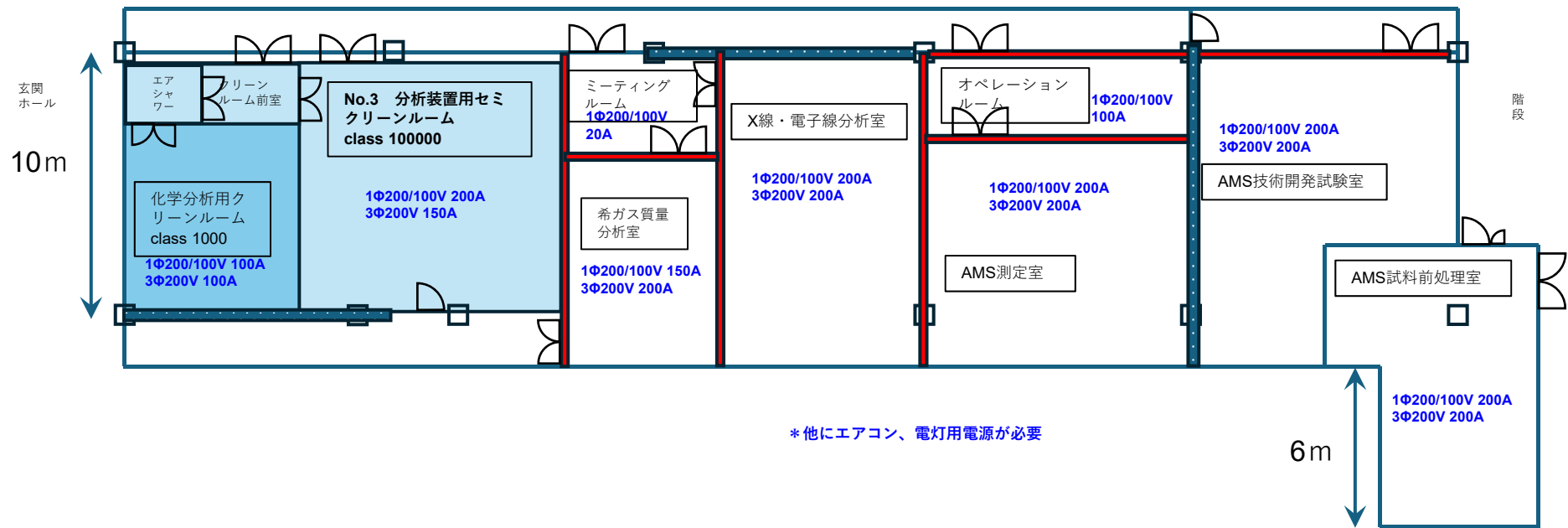
【参考2-7 高圧ガス等関係】

L棟非管理区域



【参考2-8 電力関係】

L棟非管理区域

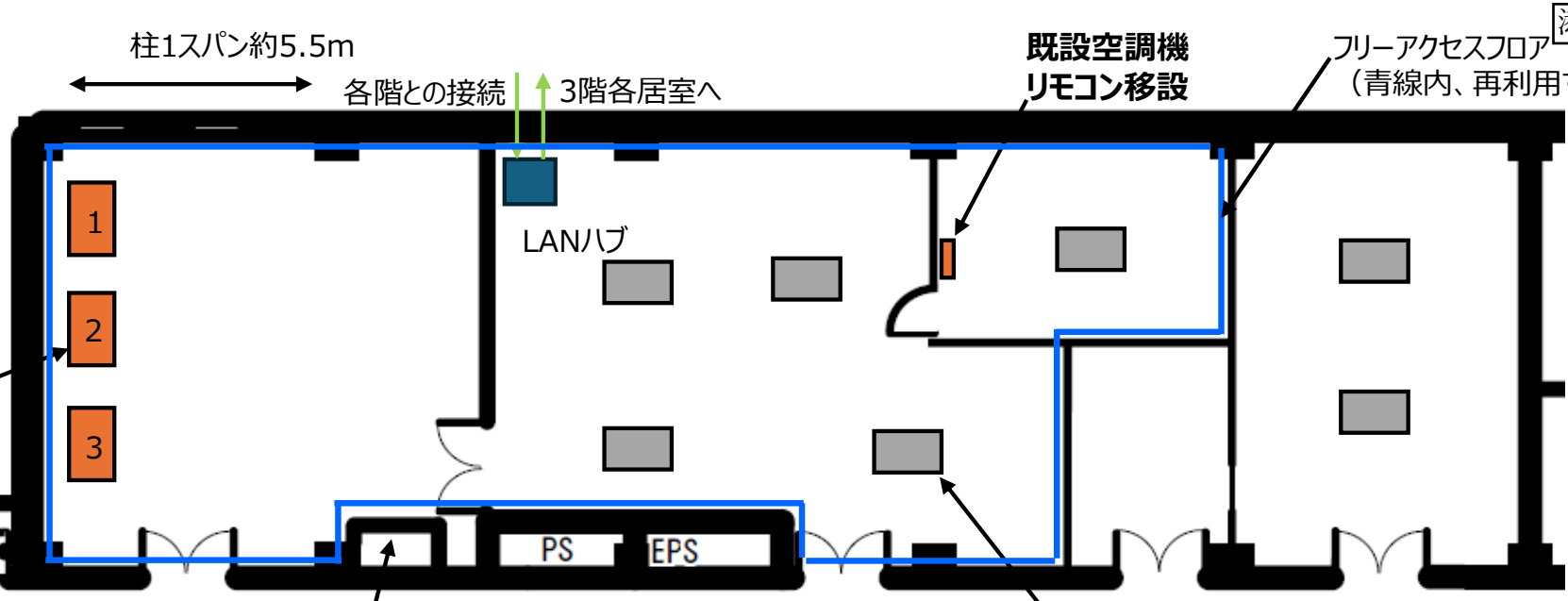


柱1スパン約5.5m

現状

約8.5m

既設床置型空調機撤去

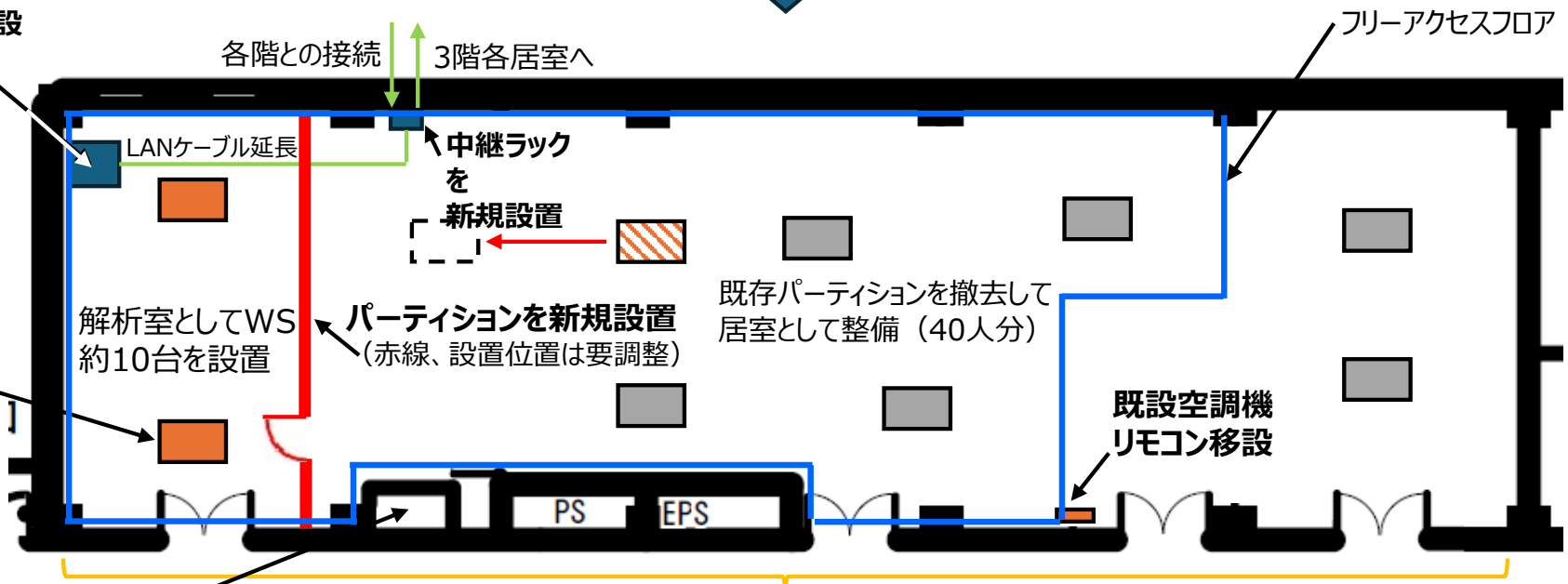


3EL-1盤

既設天井型空調機

変更案

天井型空調機新設
空調機の電源は、同フロアの既設盤を使用



解析室としてWS
約10台を設置

パーティションを新規設置
(赤線、設置位置は要調整)

既存パーティションを撤去して
居室として整備 (40人分)

既設空調機
リモコン移設

解析室WS10台 (15,800W) と
居室OA機器コンセント (30,000W) の
電源は、既設3EL-1盤を改修して使用

天井全面張替、照明をLED化して配置変更

エントリー研究棟3階居室レイアウト検討案